

わが国の運動部活動における体罰の社会的位置づけの変容に関する研究 ：1960年代から2010年代半ばまでに着目して

スポーツ文化研究領域

5016A035-1 日高 裕介

研究指導教員：友添 秀則 教授

【問題の所在と目的】

2012（平成24）年12月に高等学校のバスケットボール部で起きた顧問による体罰事件（以下「2012年体罰事件」と略す）を発端として、わが国の運動部活動の在り方をめぐって、指導の在り方や指導の実態などに関する議論や調査がなされている。

他方で、2012年体罰事件の約30年前の1985（昭和60）年にも運動部活動内での指導者の体罰によって生徒が自死に至った事件（以下「1985年体罰事件」と略す）が起きた。さらに、友添（2013）によると、1964（昭和40）年東京オリンピック（以下「1964年東京五輪」と略す）の開催を契機に、日本スポーツ界で勝利至上主義が推し進められていったことによって、暴力的指導が行われていたと考えられている。

このように、1985年体罰事件以前にも運動部活動における体罰は存在していたことが読み取れる。しかし、1985年体罰事件が初めて裁判になったことなどから、それまで運動部活動における体罰が意識されることなく、顕在化していなかったと考えられる。はたして、運動部活動における体罰問題はなぜ顕在化してきたのであろうか。本研究では、こうした問題意識に基づき、これまでの運動部活動の体罰に関する研究では、十分に検討されてこなかった、運動部活動における体罰の社会の認識と特徴に焦点を当てる。

以上から、本研究の目的は、1960年代から2010年代半ばまでの各年代において、中学・高校の運動部活動における体罰の特徴とその社会的位置づけを検討し、体罰問題が顕在化してきた要因について明らかにすることである。

なお、本研究では運動部活動における体罰の特徴

を、体罰の「内容」と「主体」について検討し、社会的位置づけについては、社会がどのように運動部活動における体罰を認識し、共有していたのかについて検討することとした。

【各章の概要】

<第1章>

第1章では、1964年東京五輪の開催が決定し、運動部活動の競技性が高まった1960年代から1970年代後半まで（第Ⅰ期）の運動部活動における体罰の特徴とその社会的位置づけを検討した。

1964年東京五輪開催を契機に、日本のスポーツ界が進めてきた「選手強化」の視点から中学・高校の運動部活動における体罰を分析すると、体罰が問題視されなかった要因として、指導者と部員（上級生）の間で「勝つための選手強化」という利害の一致があったと考えられた。一方、部員間（上級生から下級生）での暴力行為、いわゆる「シゴキ」が社会問題となった要因としては、上級生と下級生の間で、上級生は「勝つための選手強化」ということで活動していたが、下級生は受け入れられず、利害が対立していたと考えられた。このように、運動部活動における体罰が問題であると社会的に位置付けられておらず、顕在化していなかったと言える。

<第2章>

第2章では、校内暴力が社会問題となり始めた1970年代後半から、運動部活動における体罰事件が初めて裁判となった1990年代初めまで（第Ⅱ期）の運動部活動における体罰の特徴とその社会的位置づ

けを検討した。

第Ⅱ期の運動部活動における体罰を現わす象徴的な事例である、1985年体罰事件を検討した結果、指導者が体罰を「教育の一環」として正当化していた。また、運動部活動における体罰が問題であると社会的に位置づけられ始めてきた要因は以下の3点である。

- ①生徒指導の手段として位置づけられる運動部活動において、体罰が生徒の「死」と結びつくことが明らかになったこと。
- ②厳しい校則や体罰を行うような管理主義的な学校側への不信感が高まり、それと同時に体罰に対する人権意識が高まったこと。
- ③指導者と部員の関係は対立していなかったが、両者の関係性を保護者が問題視し始めたこと。

また、第Ⅱ期の運動部活動における体罰の特徴は、「根性づくり」の指導法が第Ⅰ期から続けて行われてきており、学校内で管理主義的な教育を支える役割を担っていた「体育教師」が、主に体罰を行っていたことを明らかにした。

しかし、1985年暴力事件後には、体罰が人権侵害の行為として認識され始めてきたが、体罰を容認する声は多かったという調査結果もある。そのため、1985（昭和60）年頃から運動部活動における体罰問題は顕在化し始めたと言える。

<第3章>

第3章では、臨時教育審議会の教育改革の方策が実施されるようになってきた1990年代初めから、2012年体罰事件の判決が出された2010年代半ばまで（第Ⅲ期）の運動部活動における体罰の特徴とその社会的位置づけを検討した。

第Ⅲ期に増加してきた運動部活動における体罰に関する判例を検討した結果、指導者が体罰を「指導の一環」として正当化していた。また、1990年代以降、大学入試の選抜方法の多様化によってスポーツ推薦

入試が拡大してきた社会背景の影響により、「強豪校」の運動部活動内で指導者と部員の強固な権力関係が形成されていた。このような状況の中で生み出されるような体罰が、第Ⅲ期の運動部活動における体罰の特徴であった。そして、子どもの自殺が多発し、指導者による「指導死」が社会問題となっていた。そのため、生徒の自死という視点から運動部活動における体罰が捉えられ、運動部活動における体罰は危険で問題視すべきものであると社会的に位置づけられていた。すなわち、運動部活動における体罰が社会問題として顕在化してきたと言える。

<結章>

本研究の結論は、以下のようにまとめられる。

運動部活動における体罰は第Ⅱ期において、「教育の一環」として正当化され、第Ⅲ期において、「指導の一環」として正当化されるものであると、運動部活動内で考えられていた。そのような運動部活動内の体罰に対する認識が、子供を保護するような人権意識の高まってきた社会背景もあり、「自死」につながる体罰事件が社会から問題視されたことで、顕在化してきたのであった。したがって、運動部活動における体罰問題が顕在化してきた要因は、社会が部員の人権侵害を問題視するようになったことと、運動部活動内で体罰を正当化する論理との対立であった。

今後の課題として、行政やスポーツ団体が運動部活動に関して、そこで行われる指導の内容や、どのような指導者がいるのかについてまでは、検討できていなかったことが挙げられた。運動部活動の在り方を検討していく上で、運動部活動の競技レベルの違いを検討していく必要があると考えられた。

<引用参考文献>

友添秀則（2013）学校運動部の課題とは何か：混迷する学校運動部をめぐる。友添秀則編、現代スポーツ評論 28。創文企画、pp. 8-18。